

## 栗東市上下水道舗装本復旧取扱規程

平成28年9月30日決定

(趣旨)

第1条 この規程は、栗東市給水装置工事ならびに栗東市公共ます等特別設置工事に伴う舗装の本復旧に関して、舗装品質の均一化を目的とし、事業者（申請者）から道路復旧費を舗装本復旧費用として徴収し、栗東市上下水道事業所の責任において舗装本復旧を行うこととするため、次のとおり必要な事項を定めるものとする。

(対象となる工事)

第2条 本規程の対象となる工事は、次のとおりとする。

本市上水道給水管あるいは本市公共下水道取付管の各埋設のため、道路を掘削して工事を実施するものの内、道路管理者との協議において舗装の本復旧が必要となるものを対象とする。ただし、次の場合は本規程の対象外とする。

- ① 道路管理者との協議において舗装の本復旧が不要と判断されたもの
- ② 下水道法第16条に該当する制限行為の許可を受けた工事、あるいは栗東市開発区域内給配水施設工事および道路法第24条等に伴う舗装本復旧工事につき協議を必要とするもの
- ③ 私道（道路法に基づく区域認定がなされていない個人所有地等）

(舗装本復旧要領)

第3条 事業者（申請者）は、その責ならびに費用負担により断面構成等復旧方法について本市上下水道事業所の指示に従い仮復旧工事を行うこと。また、あらかじめ工事実施日時を本市上下水道事業所に通知し、また工事完了後は速やかに本市上下水道事業所へ報告しなければならない。

2 前項による仮復旧箇所について、工事完了日から3ヶ月の間は事業者（申請者）の責において仮復旧箇所の沈下や陥没、復旧合材の剥離飛散等で通行に支障をきたすおそれがないか日常点検を実施し、万一不具合等が確認された場合には本市上下水道事業所へ速やかに報告のうえその指示に従い、事業者（申請者）の費用負担により修繕を行うこと。また、これに起因して第三者に損害を与えた場合、その損害賠償等には誠実に対応すること。

3 栗東市長は、事業者（申請者）からの申込あるいは申請にあわせて、規定の様式により申告された舗装本復旧の仕様に基づき、当該箇所の舗装復旧を本市指名競争入札参加資格に登録された指名業者の中から適正な手続きにより選定のうえ発注するものとする。

(事務手続)

第4条 事業者（申請者）は、道路法第32条の規定による道路占用許可申請書提出の際、あわせて舗装本復旧費用の負担金に関する委任状を提出すること。

道路法第32条の許可後、市が占用許可に基づき舗装本復旧費用を算定し通知書と納付書（別添1）を発行するので、申込者は工事の前に納付しなければならない。なお、単価については、道路舗装復旧修繕工事単価表（別表－1：毎年5月改定）に基づき算定する。復旧断面については＜別表－2＞に基づくものとする。

- 2 舗装本復旧費用の負担金に関する委任状の提出に併せて舗装幅、区画線、法定外水路等の確認を行うことが出来る写真を添付すること。
- 3 舗装本復旧費用は道路占用申請書及び許可書に基づき算定することから、舗装復旧断面図は＜別表2－①＞＜別表2－②＞＜別表2－③＞＜別表2－④＞に掲げた図面を参照し、適切に記載すること。施工においても、記載の断面を適正に施工すること。
- 4 舗装本復旧範囲の算定にあたっては、滋賀県土木交通部道路課「道路の掘削ならびに復旧実施要領」（平成23年4月1日施行）の最新版に基づくものとする。なお、これによりがたい場合は、別途本市上下水道事業所の指示に従うものとする。
- 5 仮復旧後、舗装本復旧面積の増減が生じた場合においても出来高による舗装本復旧費の清算、変更は行わないこととする。

（規定の遵守）

#### 第5条

- 1 事業者（申請者）は当規程に基づき、誠実に履行しなければならない。
- 2 事業者（申請者）が正当な理由なしに当舗装本復旧費の未納その他本規程の履行を拒む場合は、栗東市指定給水装置工事事業者規定（平成10年4月1日企管規程第4号）第18条の規定に基づき設置する栗東市指定給水装置工事事業者審査委員会に諮問のうえ処分を行う。また、下水道に係るものについても、栗東市指定下水道工事店規程（平成26年3月31日企管規程第3号）第12条第2項の規定に基づき処分を行う。
- 3 第2条の規定により対象とならない工事は、栗東市給水装置工事設計施工指針に基づき事業者（申請者）にて適切に舗装本復旧すること。

（その他）

第6条 その他、この規程に定めのない事項が生じた場合は、本市上下水道事業所と協議のうえ、その指示にしたがうこと。

（施行）

平成28年10月3日から施行する。

（附則）

この規程は、平成29年5月1日から施行する。